

入 札 説 明 書

業務名

2026年世界マスタースウエイトリフティング競技選手権大会に
係る通訳手配業務

I	入札説明書	1
II	提出書類一覧表	5
III	条件付き一般競争入札参加資格確認申請書 (様式-1)及び会社概要等(様式-2)	6
IV	仕様書に関する質問書	8
V	入札書・委任状	9
VI	契約書(案)	13

I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
2026年世界マスターズウェイトリフティング競技選手権大会に係る通訳手配業務
- (2) 業務内容
別添「2026年世界マスターズウェイトリフティング競技選手権大会に係る通訳手配業務仕様書」のとおり
- (3) 業務委託期間
契約締結日から令和8年10月26日（月）まで

2 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

- (1) 必要な資格
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
 - イ 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者。
 - ウ 徳島県内に事業の拠点（本店のほか支店、出張所等を含む）を有する者
 - エ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者
 - オ 本件入札に係る入札書及び仕様書の交付を受けた者
 - カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
 - キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
- (2) 資格審査の申請の方法
2の（1）イにおいて、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書（様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して入札の1週間前までに下記に示す提出場所へ提出しなければならない。（申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。）資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

【一般競争入札参加資格申請書等の提出場所】

徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階
徳島県企画総務部管財課 調度担当
電話 088-621-2067
ファクシミリ 088-621-2828

3 入札説明書及び仕様書の交付場所について

場所：徳島県ホームページで無料で配布する。
期間：令和8年8月13日（木）から同年8月19日（水）正午まで

4 問合せ等について

(1) この入札についての問合せ先

所在地 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁7階
所属名 徳島県観光スポーツ文化部スポーツ振興課ワールドマスターズゲームズ推進室
電話 088-621-2959
ファクシミリ 088-621-2819
電子メールアドレス sportsshinkouka@pref.tokushima.lg.jp

(2) 問合せの方法及び受付期間

ア 問合せについては、ファクシミリ及び電子メールによるものとし、電話によるものは受け付けない。

イ ファクシミリについては別紙「IV仕様書に関する質問書」を使用して問合せを行うこと。

ウ 受付期間については令和8年8月19日(水)正午までとする。

(3) 質問に対する回答

回答は、令和8年8月20日(木)午後5時までに徳島県ホームページに掲載する。

5 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書等について

(1) 本件入札に参加しようとする者は、別紙様式-1「条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」及び様式-2「会社概要等」(以下、別紙-1及び別紙-2を総称して「条件付き一般競争入札参加資格確認申請書等」という。)を、(2)アに掲げる期限までに、(2)イに記載の提出場所へ持参しなければならない。

「条件付き一般競争入札参加資格確認申請書等」の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた条件付き一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

なお、県から当該一般競争入札参加資格確認申請書等に対し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 「条件付き一般競争入札参加資格確認申請書等」の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限

令和8年8月21日(金)午後5時
(土日・祝日及び各日12時から13時を除く)

イ 提出場所

所在地 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁7階
所属名 徳島県観光スポーツ文化部スポーツ振興課ワールドマスターズゲームズ推進室

ウ 提出方法

持参

6 入札手続等

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所

ア 日時

令和8年8月27日(木)午後2時から

イ 場所

徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁7階702会議室

ウ 入札書の提出方法

持参

(2) 入札の方法等

ア 入札の方法

「2026年世界マスターズウェイトリフティング競技選手権大会に係る通訳手配業務の総価」で行う。

イ 入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

(ア) 入札書には、入札金額、入札業務名、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

- (イ) 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。
- (ウ) 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。
「入札金額」は、「2026年世界マスターズウェイトリフティング競技選手権大会に係る通訳手配業務」の総価を記載すること。
代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (エ) 「入札業務名」は、業務名を明確に記載すること。
- (オ) 入札参加者は、入札業務、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。
この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。
- (カ) 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。
a 入札参加者は、住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。
b 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人の住所、氏名を記載すること。
- (キ) 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

ウ 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

また、再度入札を行う場合においては、第1回目の入札前に提出した条件付き一般競争入札参加資格確認申請書等の変更をしてはならない。

- (3) 入札手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (4) 入札保証金及び契約保証金
免除

- (5) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ア 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札
- イ 記名のない入札
- ウ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札
(ア) 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
(イ) 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。
(ウ) 「入札業務」で業務名の記載のないもの又は記載を誤ったもの。
(エ) 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。
- エ 同一事項に対してした2通以上の入札
- オ 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札
- カ 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札
- キ 郵便によりした入札
- ク 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

- (6) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(7) 落札

有効な入札書を提出し、かつ、5の条件付き一般競争入札参加資格確認申請書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した業務を実施できると認めたものであって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項

契約書（案）によることとする。

(3) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

所在地 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁7階

所属名 徳島県観光スポーツ文化部スポーツ振興課ワールドマスターズゲームズ推進室
ワールドマスターズゲームズ推進担当

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) その他

落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。

落札者が、落札後に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。また、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

8 その他

入札参加者及びその代理人が提出する書類については、別紙「提出書類一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求め、必ず持参すること（本人確認ができないときは、入札に参加できません）。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。

Ⅱ 提出書類一覧表

1 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書等提出時

(1) 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式－１） 1 通
「入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者職名、代表者氏名」を記入すること。

(2) 会社概要等（様式－２） 1 通
適宜、入札参加者の業務内容がわかるもの（パンフレット等）を添付すること。

2 入札書提出時

(1) 入札書 1 通
入札書を封筒に入れ「業務名」を記載すること。

(2) 委任状（代理人が入札する場合） 1 通
入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

3 再入札時

(1) 入札書及び封筒の予備 1 通
入札書についてはコピー等を行って再入札に備えてください。
入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

Ⅲ 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(様式－１)及び会社概要等(様式－２)

様式－１

条件付き一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

徳島県知事 後藤田 正純 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

令和８年８月１３日付け公告に係る「２０２６年世界マスターズウェイトリフティング競技選手権大会に係る通訳手配業務」の条件付き一般競争入札に参加したく、関係書類を添えて条件付き一般競争入札参加資格の確認を申請します。

なお、以下の事項及び条件付き一般競争入札参加資格確認申請書等の提出書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱（昭和５６年徳島県告示第２６号）第４条第１項の規定による審査により資格を有すると認められた者
- 3 徳島県内に事業の拠点（本店のほか支店、出張所等を含む）を有する者
- 4 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者
- 5 本件入札に係る入札概要書及び仕様書（以下「入札概要書等」という。）の交付を受けた者
- 6 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- 7 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者

提出書類

- 1 会社概要等（様式－２）

会社概要等

1. 会社沿革

2. 本社、入札に参加する支社又は営業所等について

(1) 本社

(住所)

(商号又は名称等)

(代表者の役職及び氏名等)

(電話番号)

(2) 支社又は営業所等

(住所)

(商号又は名称等)

(代表者の役職及び氏名等)

(電話番号)

3. 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第4条第1項の規定による審査資格状況

営業種目コード及び 営業種目	営業品目コード及び 営業品目	業者コード	登録年月日

IV 仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

業務名: _____

商号又は名称

連絡先

ファクシミリ

E-mail

質 問 項 目	
内 容	

V 入札書・委任状

入 札 書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札業務 2026年世界マスターズウェイトリフティング競技選手権大会に係る通訳
手配業務

入札保証金 免除

上記の金額で契約したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

徳島県知事 後藤田正純 殿

入札書記載例

■ 代表者本人が入札するとき

¥マークを
付すこと
(ない場合は無効)

入 札 書									
入札金額	¥	3	4	5	2	0	0	0	0
入札業務	〇〇〇〇業務								
入札保証金	免除								
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。									
令和〇年〇月〇日									
住所	徳島県徳島市万代町1-1 徳島県庁株式会社								
氏名	役職名 徳島 太郎								
徳島県知事 殿									

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

■ 代理人が入札するとき

¥マークを
付すこと
(ない場合は無効)

入 札 書									
入札金額	¥	3	4	5	2	0	0	0	0
入札業務	〇〇〇〇業務								
入札保証金	免除								
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。									
令和〇年〇月〇日									
住所	徳島県徳島市万代町1-1 徳島県庁株式会社								
氏名	役職名 徳島 太郎								
代理人	住所 〇〇〇〇〇 氏名 阿波 次郎								
徳島県知事 殿									

役職名の記載が無い場合
又は申請時の役職名と
異なる記載の場合は無効
(含個人事業者)

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

住所、会社名、代表者役職・氏名
を記入

「代理人」と記入
(ない場合は無効)

代理人の住所、氏名は、委任状と同じ
内容を記載すること。

令和 年 月 日

委 任 状

徳島県知事
後藤田 正純 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、 を代理人とし徳島県が令和 年 月 日に執行する
「2026年世界マスターズウェイトリフティング競技選手権大会に係る通訳手配業務」の
入札に関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

令和 ○年 ○月 ○日

委 任 状

徳島県知事 後藤田 正純 殿

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町 1 - 1

徳島県庁株式会社

氏 名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 ○○○○○○○○

氏 名 阿波 次郎

- ・住所は代理人の自宅住所を記載
- ・顔写真付きの身分証明書で住所氏名を確認します。
- ・上記会社の社員の場合は、会社住所、会社名(支社・支店名等)を記載することでも可
- ・顔写真付きの社員証等で、記載内容を確認します。

私は、阿波 次郎を代理人とし徳島県が令和 ○○年 ○○月 ○○日に執行する『 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 』の入札に関する一切の権限を委任します。

VI 契約書(案)

委 託 契 約 書 (案)

徳島県（以下「甲」という。）と*****（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務の目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 委託業務名 2026年世界マスターズウエイトリフティング競技選手権大会に係る通訳手配業務
- (2) 委託業務の内容 別添の2026年世界マスターズウエイトリフティング競技選手権大会に係る通訳手配業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

（委託業務の処理）

第2条 乙は、前条第2号の仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約締結の日から令和8年10月26日（月）までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金*.****,***円とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の調査等）

第6条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（委託業務の内容の変更）

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（委託業務の完了報告）

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了後速やかに甲が指定する様式による委託業務完了報告書及び事業費精算書を甲に提出するものとし、交付を受けた委託料に余剰金が生じたときは、これを返納しなければならない。

（検査等）

第9条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、検査しなけ

ればならない。

- 2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。
- 3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

- 第10条 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。
- 2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(前金払)

- 第11条 甲は、乙から委託料について前金払の請求があった場合において、その必要があると認められるときは、委託料の全部又は一部を前金払するものとする。

(再委託等の禁止)

- 第12条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

- 第13条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(契約解除等)

- 第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。
 - (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
 - (4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。
 - (5) 契約条項に違反したとき。
 - (6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を徴収するものとし、なお、甲に損害があるときは、乙に賠償を請求することができる。
- 3 前項の違約金は、甲が乙に支払うべき委託料から控除することができる。
- 4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。
- 5 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においてはこの限りでない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(目的外の使用禁止)

- 第18条 乙は、甲の指示する目的以外に、この委託業務に係る資料、履行過程において得られた記録等の一切の資料(以下「関係資料」という。)を使用してはならない。
- 2 乙は、甲が別に指示する以外に関係資料を複製し、又は複製してはならない。
 - 3 乙は、甲の許可なくして、第三者に関係資料を閲覧させ、又は提供してはならない。

(関係資料の保管)

第19条 乙は、委託業務に係る関係資料を適正に保管しなければならない。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第21条 この契約について訴訟等が生じたときは、徳島地方裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤田 正純

乙 * * * * *

2026年世界マスタースウエイトリフティング競技選手権大会に係る
通訳手配業務仕様書

1 件名

2026年世界マスタースウエイトリフティング競技選手権大会に係る通訳手配業務

2 目的

世界最大級の生涯スポーツの国際総合競技大会「ワールドマスタースゲームズ2027関西（以下、「WMG2027関西」という。）」が、2027年5月に徳島県を含む関西一円で開催されることとなっており、徳島県ではウエイトリフティングを含む5競技6種目を開催する。

このたび、徳島県でのWMG2027関西ウエイトリフティング競技開催に向けて、本年9月にギリシャで開催される「2026年世界マスタースウエイトリフティング競技選手権大会」でプレゼンテーションを行い、併せて世界マスタースウエイトリフティング協会（国際統括団体）との協議を行うに当たり、ギリシャにて同行する通訳を手配することを本業務の目的とする。

3 事業期間

契約締結の日から令和8年10月26日（月）まで

4 委託業務内容

次の条件で同行通訳を手配すること。

(1) 日程

別添「日程表」のとおり

※ただし、今後相手方との調整により一部変更する可能性あり

(2) 人数

1名

(3) 対応言語及び水準

同行期間中、専属で英語と日本語の相互通訳が可能な者。

水準については、ビジネスにおける一般的な会議や商談等で逐次通訳が可能であること。

※ウエイトリフティングに関する専門知識があることが望ましいが、必須とはしない

(4) 通訳者の拘束時間及び業務内容

ア 9月20日（日）

拘束時間： 午前8時30分（発注者宿舍出発）～ 午後6時（競技会場出発）

業務内容：（ア）世界マスタースウエイトリフティング協会との協議における

る相互通訳（午前11時から60分～120分程度を予定）

※協議は競技会場施設内で行う

※協議時間が不足した場合は、9月22日（火）を予備日とする

（イ）競技会場視察及びWMG2027関西のPR活動における通訳（上記以外の時間）

イ 9月21日（月）

拘束時間：午前8時30分（発注者宿舎出発）～午後9時（競技会場出発）

業務内容：（ア）総会（Congress of Nations：午後7時～午後9時）における相互通訳（発注者が行う15分間のプレゼンテーションにおいて、質疑応答が発生した場合の対応）

※総会は競技会場施設内で行う

（イ）競技会場視察及びWMG2027関西のPR活動における通訳（上記以外の時間）

ウ 9月22日（火）

拘束時間：午前8時30分（発注者宿舎出発）～午後6時（競技会場出発）

業務内容：競技会場視察及びWMG2027関西のPR活動における通訳

※9月20日の協議が完了しなかった場合の対応を含む

（5）事前打合せの実施

現地での通訳業務を円滑に遂行するため、渡航前に発注者と通訳者で次のとおり事前打合せを実施すること。

ア 実施回数：2回（各回1時間程度）

イ 実施時期：契約締結後から渡航までの間で、発注者と協議のうえ決定する日時。

ウ 実施場所：発注者が指定する場所（またはオンライン会議システム等により実施する）。

エ 打合せ内容：

- ・世界マスターズウエイトリフティング協会との協議に向けた内容確認
- ・専門用語等の共有
- ・総会（Congress of Nations）でのプレゼンテーション内容の確認及び想定される質疑応答の共有

オ その他：本打合せに係る通訳者の拘束費用及び交通費等一切の費用を算入すること。

（6）費用

通訳者の自宅（勤務先）・アテネ間の往復旅費に加え、宿泊代、謝金、食費、現地での移動に係る旅費等本業務に係る一切の費用を計上すること。ただし、現地での移動のうち、次の区間については発注者に手配するタクシーに通訳者が同乗するため、費用には算入しないこと。

- ・発注者宿舎と競技会場間の往復3回（9月20日、9月21日、9月22日）

(7) 宿泊施設の確保

通訳者が発注者の指定する日時、場所に集合できるよう、発注者の宿舎又は近隣の適切な宿泊施設を確保すること。

5 留意事項

- (1) やむを得ず、日程等の一部が変更となる場合があるため、業務実施に当たっては、発注者と十分協議しながら進めること。
- (2) 本事業を行う上で取得した個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令を守り、適正に取り扱うこと。
- (3) 自然災害や疫病の流行など、又はそれに準じる事態により委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに協議すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議すること。
- (5) 事業完了後速やかに、事業実施報告書を提出すること。

6 納品物

- ・事業実施報告書
- ・提出先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県観光スポーツ文化部スポーツ振興課ワールドマスターズゲームズ推進室 三木

TEL: 088-621-2959 FAX: 088-621-2819

E-mail: sportsshinkouka@pref.tokushima.lg.jp

2026年世界マスターズウェイトリフティング競技選手権大会に係る通訳手配業務

日程表

番号	月日(曜)	場所	現地時間	発注者 航空便	スケジュール等
1	9月19日(土)	羽田空港発 ミュンヘン着 ミュンヘン発 アテネ着	9:25 16:45 18:30 22:00	L H 715 L H 5910	ルフトハンザドイツ航空 ミュンヘンへ 乗継 アテネへ ※現地タクシーにて宿舎へ
2	9月20日(日)	アテネ	8:30 11:00 18:00		アテネ滞在 ※現地タクシーで会場へ宿舎を出発 ・世界マスターズウェイトリフティング協会と協議 ・競技会場視察及びPR活動 ※現地タクシーで会場を出発
3	9月21日(月)	アテネ	8:30 19:00 19:00 21:00		アテネ滞在 ※現地タクシーで宿舎を出発 ・競技会場視察及びPR活動 ・総会(Congress of Nations)にてプレゼン対応等 ※現地タクシーで会場を出発
4	9月22日(火)	アテネ	8:30 18:00		アテネ滞在 ※現地タクシーで宿舎を出発 ・競技会場視察及びPR活動 ・世界マスターズウェイトリフティング協会と協議(予備) ※現地タクシーで会場を出発
5	9月23日(水)	アテネ発 ミュンヘン着 ミュンヘン発	8:35 10:15 12:30	L H 5917 L H 714	現地タクシーにて空港へ
6	9月24日(木)	羽田空港着	7:50		

競技会場

番号	地名	月日	会場名	住所
1	アテネ	全日程	テコンドー&ハンドボール・オリンピック・スタジアム	Leof. Poseidonos 860, Paleo Faliro 175 61, Greece

宿舎

番号	地名	月日	ホテル名	備考
1	アテネ	全日程	ティタニアホテル	106 78 Athens 52 Panepistimiou Avenue

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

(資料等の返還又は廃棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。